

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市大字下内間木字散在 一五〇五番地先から同市大 字下内間木字散在一五〇五 番地先まで		区 間
三六・五二〇 四二・〇三	三六・五二〇 四四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・五六		延長 (メートル)
		備 考